



金 沢 市 公 報

第 3 0 6 4 号

令和4年(2022年)1月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について (保育幼稚園課) 6
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定について (環境政策課) 6
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	● 公 告
○令和3年金沢市告示第131号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課)	3	○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (市街地再生課) 6
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	3	○土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について (") 7
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	4	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課) 7
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	4	● 金 沢 市 金 沢 市 教 育 委 員 会 告 示
○生活保護法等の規定に基づく介護機関の指定について (")	4	○平成27年金沢市・金沢市教育委員会告示第1号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について)の一部改正について (デジタル行政戦略課) 7
○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の廃止について (")	5	● 農 業 委 員 会 告 示
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課) 5		○令和4年第1回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局) 7
		● 公 営 企 業 告 示
		○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建 設 課) 8

告 示

●金沢市告示第17号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和4年1月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場

- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営円光寺バス停前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数
自転車 80台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
令和3年12月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
金沢市二口町二24番地5
公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
日時 令和4年1月21日から同年4月20日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第18号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和4年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
無量寺4丁目地内	自 転 車	1台
北塚町地内	自 転 車	1台
下本多町六番丁地内	自 転 車	23台
片町2丁目地内	自 転 車	1台
小立野3丁目地内	自 転 車	1台
戸水1丁目地内	自 転 車	1台
大額3丁目地内	自 転 車	1台
元町2丁目地内	自 転 車	1台
高岡町地内	自 転 車	1台
駅西新町2丁目地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
令和3年12月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
令和4年1月21日から同年7月20日まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第19号

令和3年金沢市告示第131号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

令和4年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

表中

歴史資料	せんごくだにじゅうしちにちこうかんけい しりょう 千石谷十七日講関係資料	16点	金沢市上平町口84番地甲 千石谷十七日講歴史資料保存会	指定平成21年12月11日	を
考古資料	さいねん みなみしんぼ いせきしゅつど いぶついつかつ 西念・南新保遺跡出土遺物一括	550点	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定平成22年9月1日	

歴史資料	せんごくだにじゅうしちにちこうかんけい しりょう 千石谷十七日講関係資料	16点	金沢市上平町口84番地甲 千石谷十七日講歴史資料保存会	指定平成21年12月11日	に

改める。

●金沢市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
北町町会	代表者の氏名及び住所	三義 純治 金沢市駅西本町6丁目3番41号	伏見谷 政之 金沢市駅西本町6丁目7番16-2号	令和3年1月10日
堅田団地町会	代表者の氏名及び住所	山岸 靖彦 金沢市堅田町甲147番地	小路 進 金沢市堅田町甲124番地2	令和3年1月15日
二ツ屋町会	主たる事務所の所在地	金沢市二ツ屋町7番24号	金沢市二ツ屋町6番3号	令和3年4月1日
	代表者の氏名及び住所	安嶋 茂 金沢市二ツ屋町7番24号	田中 稔 金沢市二ツ屋町6番3号	
松原町町会	主たる事務所の所在地	金沢市金石北1丁目19番45号	金沢市金石北1丁目15番53号	令和3年4月3日
	代表者の氏名及び住所	多崎 時安 金沢市金石北1丁目19番45号	小谷 雅彦 金沢市金石北1丁目15番53号	
南塚町会	代表者の氏名及び住所	蟹 雅之 金沢市南塚町260番地3	新井 幸司 金沢市南塚町314番地4	令和4年1月1日

海浜町会	代表者の氏名及び住所	出井 弘行 金沢市赤土町ワ46番地3	船本 善孝 金沢市赤土町カ1番地65	令和4年1月1日
金沢市打木町会	代表者の氏名及び住所	安原 誠 金沢市打木町西89番地	坂本 茂樹 金沢市打木町西171番地	令和4年1月1日
普正寺町町会	代表者の氏名及び住所	照田 克恕 金沢市普正寺町1の19番地	中島 鋼淨 金沢市普正寺町3の57番地1	令和4年1月1日
稚日野町会	代表者の氏名及び住所	中村 健司 金沢市稚日野町南20番地	中根 英一 金沢市稚日野町南223番地1	令和4年1月1日
専光寺新町会	主たる事務所の所在地	金沢市専光寺町ハ62番地3	金沢市専光寺町ハ22番地13	令和4年1月1日
	代表者の氏名及び住所	長坂 耕一 金沢市専光寺町ハ62番地3	高 正秀 金沢市専光寺町ハ22番地13	
田島町会	代表者の氏名及び住所	森吉 正敏 金沢市田島町ウ2番地	田川 健二 金沢市田島町口15番地	令和4年1月1日
赤土町町会	代表者の氏名及び住所	土田 正人 金沢市赤土町ヘ148番地	林 茂樹 金沢市赤土町ヘ158番地	令和4年1月1日

●金沢市告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和4年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション春日和金沢	金沢市乙丸町甲144番地	令和3年12月1日

●金沢市告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和4年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
itosie 訪問看護ステーション	金沢市問屋町1丁目37番地	令和3年11月30日
はっとり大腸肛門クリニック	金沢市大友1丁目109番地	令和4年1月4日
佐藤眼科クリニック	金沢市木越町ト7番地1	令和3年12月26日
岩城内科医院	金沢市駅西本町2丁目5番20号	令和3年12月31日
高田整形外科内科医院	金沢市下新町6番36号	令和3年12月31日

●金沢市告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示

します。

令和4年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
1790100067	グループホーム あさひ	金沢市薬師堂口 8番地	アサヒ株式会社	金沢市泉が丘2 丁目9番3号	令和3年 12月22日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

●金沢市告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から介護機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和4年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
1710115476	南ヶ丘病院	金沢市馬替2丁 目125番地	特定医療法人扇 翔会	野々市市西部中 央土地区画整理 事業施行地区56 街区1番	令和3年 5月31日	訪問リハビリテー ション 介護予防訪問リハ ビリテーション 通所リハビリテー ション 介護予防通所リハ ビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
1760190205	南ヶ丘訪問看護 ステーション	金沢市馬替2丁 目121番地	特定医療法人扇 翔会	野々市市西部中 央土地区画整理 事業施行地区56 街区1番	令和3年 5月31日	訪問看護 介護予防訪問看護

●金沢市告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和4年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710105584	ヴィストジョ ブズ高尾台	金沢市窪4丁 目400番地	ヴィスト株式 会社	金沢市広岡1丁 目2番14号 コ ーワビル5階	就労継続支援 A型	特定なし	令和4年 1月1日

1710105592	グループホーム クウ	金沢市田上町 ヲ76番地15	社会福祉法人 佛子園	石川県白山市北 安田町548番地 2	短期入所	特定なし	令和3年 12月1日
------------	------------	-------------------	---------------	--------------------------	------	------	---------------

●金沢市告示第26号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等に係る同法第30条の11第1項の確認を辞退する旨の届出があったので、同法第58条の11第2号の規定により次のとおり告示します。

令和4年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	辞退年月日
ヤクルト武蔵保育所	金沢市彦三1丁目1番23号	株式会社ヤクルト北陸	認可外保育施設	令和3年11月30日

●金沢市告示第27号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、同項に規定する特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 要措置区域

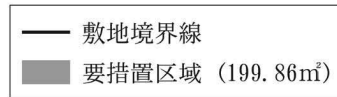
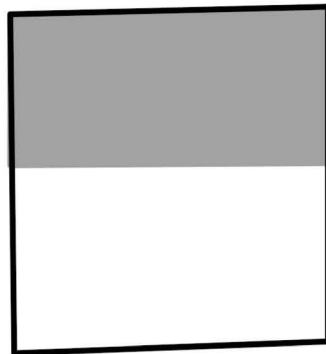
金沢市東山3丁目334番4、334番5及び334番6の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン

3 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

令和4年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市南新保土地区画整理組合	令和元年12月2日から令和12年3月31日まで	金沢市南新保町イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル及びカの各一部並びに大友2丁目、鞍月東2丁目及び割出町の各一部。区域内に介在する道路及び水路を含む。	金沢市南新保町リ6番地1	令和元年11月25日	令和4年1月14日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市南新保土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和4年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第40号	令和3年12月28日	金沢市泉本町4丁目217番2及び金沢市所管の法定外公共物の一部	9.84	6.37

金 沢 市 告 示
金沢市教育委員会

●金 沢 市 告 示 第 1 号
金沢市教育委員会

平成27年金 沢 市 告 示 第 1 号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について）の一部を次のように改正します。

令和4年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表第2欄中「第12条第3項第1号」を「第12条第2項第1号」に改める。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和4年第1回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和4年1月21日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

- 1 日時
令和4年1月26日午後3時
- 2 場所
金沢市第二本庁舎 2301会議室
- 3 議案
 - (1) 令和4年事業計画(案)について
 - (2) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (4) 非農地証明願について
 - (5) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第3号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設課において、一般の縦覧に供します。

令和4年1月21日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和4年2月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 磯部町の一部
 - (2) 利屋町及び南森本町の各一部
 - (3) いなほ3丁目、打木町及び保古1丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

令和4年(2022年)1月21日	印刷	発行人	金 沢 市
令和4年(2022年)1月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄